

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-iii	消費段階における安全安心の確保
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、産地地消の推進
具体的な取組み	
(46)食育の推進	
	元気な人づくりのために、全ての県民が、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことを基本理念とする「愛媛県食育推進計画」に基づき、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛ある食卓 元気なえひめ」をスローガンに、食育を県民運動として総合的・計画的に実施します。
①概要	
	(健康増進課) 県民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活が実践できるように、ホームページ等を活用して平成18年度に策定した県食育推進計画を周知するとともに、食育月間、食育の日に合わせた啓発事業の開催や、市町における食育推進計画の策定支援等を行う。 また、地方局事業として、中予地域における大学生を対象とした食育講座等の実施や、東予地域における子育て世帯を対象とした食育実践応援メニューの開発・普及に向け、地域の実情に応じた食育推進事業に取り組む。 (保健スポーツ課) 子どもの食生活の乱れ、肥満傾向の増大などによる健康への影響が懸念されるため、栄養教諭を中核として養護教諭等と連携し、また、学校の内外において、家庭や地域と連携を図り、食育推進のための実践的な取組を実施する。 平成22年度からは、新たに食育推進のための体制整備等を支援するため、退職栄養教諭・学校栄養職員等からなる「食育支援者」を派遣し、学校給食の充実と学校における食育の推進を図る。
②推進指標	
③用語解説	
	《愛媛県食育推進計画》 県では、平成19年3月に、食育基本法に掲げられた健全な食生活の実現、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係の構築などの課題を踏まえ、食育を推進するための独自の基本理念と重点目標を掲げ、県民との協働により役割を分担しながら食育を具体的に進める「食育推進計画」を策定している。 《食育月間・食育の日》 国の「食育基本計画」において毎年6月が食育月間、毎月19日が食育の日と定められている。

平成22年度事業実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ●県民健康づくり運動推進事業費(健康増進課) ●食育推進モデル事業の開催(3保健所が、高校生又は中高年を対象に実施) ●「げんき満点」食育実践事業費(東予地方局健康増進課) ●食育ネットワーク会議を開催(4回) ●食育応援隊が、食育実践応援メニューの開発、普及 (番組名:食育応援隊の「げんき満点」愛あるクッキング(5分番組)新居浜・西条CATV) (レシピを管内保健所ホームページに掲載) ●10事業所での食育出前講座「働くお父さん、お母さんを応援する食育講座」の開催 ●若者の食育推進事業費(中予地方局健康増進課) ●若者の食育推進プロジェクト開催(委員会1回、学生会2回) ●中予のよい「食」講座の開催(調理体験2回、愛媛ブランド体験ツアー1回) ●5大学の大学祭において食に関するイベントを開催し、食育の啓発活動を実施 ●大学生が考えた「食べさせたい・食べたい弁当づくり」(大学生にバランス弁当のイラストを募集し、優秀賞に選ばれた弁当を県や大学で広報し、バランス食や野菜摂取を普及啓発した。また、優秀賞をサークルKサンクスで商品化検討。) ●子どもの健康を育む総合食育推進事業費(保健スポーツ課) ●子どもの健康を育む総合食育推進事業検討委員会の設置・開催(3回) ●食育啓発資料「食育セカンドステップ 中学校版」の作成 中学校1年生用 食育セカンドステップ 中学校版 16,000部 中学校教師用 学校全体で食育に取り組もう!! 1,600部 家庭科の授業用に、指導案を提示(ホームページに郷土料理レシピ等公開) ●食育推進指導者研修会の実施(1回 参加者41名) ●食育推進事業委託地域の実践 西条市国安地区(実践中心校:西条市立国安小学校)においてテーマを掲げて事業を実施 「子どもの健康を保持増進させるための方法について」 「学校と家庭・地域との連携による食育推進の取組の研究」 ●食育支援者の派遣 採用2年目の栄養教諭配置校(10校)に退職栄養教諭等の食育支援者(8名)を派遣し、経験の浅い栄養教諭の資質の向上を図るとともに、学校給食の充実、学校における食育の推進を図った。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-iii	消費段階における安全安心の確保																								
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進																								
具体的な取組み	(47)地産地消の推進																								
	「えひめ地産地消の日」や「地産地消・愛あるサポーター制度」のPR、サポーターの交流促進、地産地消フェアの実施等により、安全で安心な県内産農林水産物の提供を積極的に推進し、地産地消の促進を図ります。																								
①概要	(ブランド戦略課) 毎月第4金・土・日曜日の「えひめ地産地消の日」や1月24日～30日の「えひめの食材を活用した学校給食週間」の設定及びPR、「地産地消・愛あるサポーター」の登録制度のPR及びサポーター交流促進商談会や大街道マルシェの開催、農林水産団体等が実施する活動の支援などにより、生産者と消費者の連携や安全で安心な地元産品の提供の場づくり等にとりくみ、生産と消費の結びつけを推進する。 (漁政課) 魚食推進プロジェクトチームを結成し、アクションプログラムの策定等魚食普及推進の体制整備、「水産の日」の設定や県産水産物に関する情報発信・収集による啓発、新たな魚食普及推進者の育成と実践活動の場づくりなどを行い、県産魚の普及・消費拡大を行う。併せて、学校給食への県産魚導入の検討を行う。																								
②推進指標	【地産地消・愛あるサポーター登録数】 登録数の増加が地産地消の普及活動の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,850</td> <td>2,202</td> <td>2,276</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	2,000	—	—	実績	1,850	2,202	2,276				
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	2,000	—	—																		
実績	1,850	2,202	2,276																						
③用語解説																									

【平成22年度事業実施状況】

- 地産地消活動推進事業費(ブランド戦略課)
 - 生産者と消費者の連携、安全で安心な地元産品の提供の場づくり等による生産と消費の結びつけを推進するため、「地産地消・愛あるサポーター」の登録制度PRやサポーター交流促進商談会の開催、地産地消フェアの開催等に取り組んだ。
 - ・「地産地消・愛あるサポーター」登録数
 - 個人440、事業所1,836 計2,276件(H23.3月末現在)
 - ・「地産地消・愛あるサポーター交流促進商談会」の開催 (8/1(日)西条市、8/22(日)西条市、9/5(日)西条市、9/19(日)西条市、10/3(日)西条市、10/7(水)鬼北町、10/24(日)西条市、11/1(水)西条市、11/21(日)西条市、12/1(水)西条市、12/19(日)西条市、1/11(水)西条市、1/16(日)西条市、1/19(水)今治市、2/1(水)西条市、2/4(金)松山市、2/20(日)西条市、3/1(水)西条市、3/27(日)西条市
 - 生産者、食品関連事業者、流通関係者、消費者等の交流促進商談、地産地消フェア等
 - ・「大街道マルシェ」開催(9/5、12/19)
 - 県産農林水産物及びこれらを使用した加工品の販売及びPR。
 - ・毎月第4金・土・日曜日の「えひめ地産地消の日」PR
 - ・えひめの食材を活用した学校給食週間の設定及びPR(1/24～1/30)
 - 小・中学校への週間及びみかんPRチラシの作成、配付。
- 東予の地産地消サポート事業費(ブランド戦略課、東予地方局産業振興課)
 - 地元農林水産物を社員食堂やスーパー等にあっせんする商談会を開催し、地元農林水産物の消費拡大を図った。
 - ・東予の小学生料理コンクールの開催(7/30今治市、8/19西条市、8/24新居浜市、8/26四国中央市)
 - 管内企業や学校給食関係者への地産地消推進の働きかけの実施(10月～)
 - ・東予の特産品等交流会(11/13～14)
 - ・管内小学生及び保護者を対象とした料理教室の開催(7/30今治市、1/11西条市、1/19新居浜市、1/20四国中央市)
- 「南予の味覚」販売拡大支援事業費(ブランド戦略課、南予地方局産業振興課)
 - 南予地域の産直施設等が協議会を設立し、松山市を主なターゲットとして、連携・協力して情報発信や合同イベント等を行った。
 - ・南予産直施設連携推進協議会の開催(4/26、9/27)
 - ・「南予の味覚」情報かわら版の発行(4回)
 - ・「なんよ産直市ワクワク♪フェスタ」の実施(9/1～1/31)
 - ・合同産直市の開催(10/23)
- 県産水産物消費拡大対策事業費(漁政課)
 - 県産水産物の消費拡大に向け、「水産の日」を設定するなど、県産水産物に関する情報提供や普及啓発活動を積極的に展開した。
 - ・魚食普及推進「協働化」プロジェクトの結成・運営
 - えひめの新たな「魚食普及」に係るアクションプログラムの策定。
 - 「毎月第3水曜日は『水産の日』」の普及・浸透方策の検討。
 - 新たな魚食普及推進者の育成方法の検討。
 - ・「水産の日」の設定・普及
 - ロゴタイプ、のぼり、販促用ジャンパー等制作。県政広報誌や広報番組、マスメディア等を通じて広報・PR。
 - ・県産水産物に関する情報発信及び収集
 - 「お魚マガジン」として県産水産物に関する旬な情報をメルマガ配信(24,000人)。
 - 県産水産物のイメージアップに資するアンケートの実施。
- 漁村女性いきいき活動支援事業費(漁政課)
 - ・漁村女性による地域漁獲物を利用した起業活動を進めるにあたり、ヒト・モノ・販路づくりなどを総合的に支援・指導する中で、安全で安心な加工品づくりに向けた衛生管理と表示の徹底を周知した。
 - ・起業化セミナーの開催 3回 のべ参加者数 108人

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-iii	消費段階における安全安心の確保																								
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進																								
具体的な取組み																									
(48)食文化の普及推進																									
消費者や子供たちに、農業や食の大切さを学び、理解してもらうために、伝統食や行事食など愛媛の地域農産物を活用した食文化普及講座を開催します。																									
①概要																									
食の大切さとそれを支える農業について学び理解を深めるために、消費者や次代を担う子供たちを対象として、地域農産物に関する知識や栽培指導、地域伝統食や行事食等の加工指導を行う食文化普及講座を開催し、地域農産物の利用促進と食文化の普及・継承を図る。																									
②推進指標																									
【えひめ食文化普及講座開催回数】																									
講座回数の維持により、消費者や子供たちに対する食の安全安心や地域における食文化への理解促進の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50回</td> <td>—</td> <td>50回</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>57回</td> <td>57回</td> <td>52回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	50回	—	50回	実績	57回	57回	52回				
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	50回	—	50回																		
実績	57回	57回	52回																						
③用語解説																									

<p>【平成22年度事業実施状況】</p> <p>●えひめ食農教育推進事業費(農産園芸課)</p> <p>・県内各地域で消費者や学童等を対象に講座を開講し、愛媛の食文化に関する知識や技術の普及を図るとともに、農業の理解促進、地産地消の推進、健全な食生活に向けた意識の向上を図った。</p> <p>・えひめ食文化普及講座の開催結果</p> <p>【日程・参加者数】</p> <p>平成22年6月～平成23年3月 県内13地区 延52回 延2,124名参加</p> <p>【開催内容】</p> <p>・学童、一般消費者、地域住民等を対象にした地域の味や農村食文化の普及・伝承</p> <p>・地域農産物を利用した郷土料理や加工品の紹介と普及</p>
--

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-iii	消費段階における安全安心の確保																								
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進																								
具体的な取組み																									
(49)小学校等での出張食育教室の実施																									
関係団体等を連携し、学校教育現場での食育教室や料理教室を実施します。																									
①概要																									
愛媛県酪農業協同組合連合会等と連携し、県内小学校等で食育教室や料理教室を実施する																									
②推進指標																									
【食育教室開催回数】																									
開催回数は、食の安全に関する教育、食育の推進状況の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50回</td> <td>—</td> <td>50回</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>46回</td> <td>59回</td> <td>52回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	50回	—	50回	実績	46回	59回	52回				
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	50回	—	50回																		
実績	46回	59回	52回																						
③用語解説																									

<p>【平成22年度事業実施状況】</p> <p>●農畜産業振興機構等受託事業費(畜産課)</p> <p>・愛媛県酪農業協同組合連合会や(社)愛媛県畜産協会等と連携し、県内小学校等で食育教室や料理教室等を実施した。</p> <p>参加数: 県内小中学校及び特別支援学校49校</p> <p>公民館等での料理教室 2回</p> <p>牛乳乳製品料理コンクール 1回</p> <p>内容: 牛乳・乳製品の栄養や機能、料理の紹介、調理講習</p>
--

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
Ⅱ-Ⅲ	消費段階における安全安心の確保																														
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進																														
具体的な取組み	<p>(50) 栄養教諭による食に関する指導の推進</p> <p>小中学校等に栄養教諭を配置し、児童生徒に対して、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用するため、地場産物の利用促進に努めます。</p>																														
①概要	<p>児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについて教科等の内容と関連させた指導を行う。</p>																														
②推進指標	<p>【学校給食における地場産物の使用割合(食材数ベース)】</p> <p>学校給食における地場産物の活用は、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等について理解を深め、関係者の努力や食への感謝の念をはぐくむとともに、郷土への愛着を深めるという教育的効果を有するため、学校における食に関する指導の充実の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>30%以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>34.4%</td> <td>31.3%</td> <td>未発表(国)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	30%以上	—	—	実績	34.4%	31.3%	未発表(国)				
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																								
目標			—	—	30%以上	—	—																								
実績	34.4%	31.3%	未発表(国)																												
③用語解説																															

<p>【平成22年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 栄養教諭の配置 ・平成22年度 85名(平成21年度 77名)県内20市町すべてに配置 ● 栄養教諭公開授業 ・6月の「食育月間」及び11月の「えひめ教育月間」に、東、中、南予地域の各1校(計6校)で、栄養教諭による食に関する公開授業を実施 ・実施校の保護者及び校区の住民等また報道機関にも公開した。
--

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
Ⅱ-Ⅲ	消費段階における安全安心の確保																														
施策の方向11	自主回収報告制度の普及																														
具体的な取組み	<p>(51) 自主回収報告制度の普及促進</p> <p>食品関連事業者への自主回収報告制度の普及を図るため、講習会等により内容等の周知を行うとともに、報告にあたっての注意点をまとめた手引きを作成し、広く配布することにより、円滑な報告を促進します。</p>																														
①概要	<p>総合ホームページやパンフレット等により、制度を広く周知するとともに、事業者に対しては、保健所の講習会等で周知を図るとともに、手引きを配布し、報告書の作成にあたっての助言等を行う。</p>																														
②推進指標	<p>【自主回収情報の提供件数】</p> <p>提供件数の増加により制度の浸透及び情報提供活動の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6件</td> <td>—</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>3件</td> <td>9件</td> <td>11件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	6件	—	10件	実績	3件	9件	11件				
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																								
目標			—	—	6件	—	10件																								
実績	3件	9件	11件																												
③用語解説	<p>《自主回収報告制度》</p> <p>条例第22条に、事業者が自主回収する場合、県へその旨報告しなければならない旨規定されている。</p>																														

<p>【平成22年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食の安全・安心推進事業費(粟務衛生課) ・平成21年10月に開始した「自主回収報告制度」について、各保健所及び自主回収の対象となる各食品関連法令の担当課と連携のうえ、適切な制度運用を図った。 ・平成22年度県内事業者による自主回収件数:11件(うち県保健所10件、松山市保健所1件) ※いずれも適切に回収措置が行われた。 (自主回収の事例) ・賞味期限表示の誤記(本来より1年先の期限を表示) ・原材料表示の一部欠落 等 <p>※松山市管内における自主回収報告制度に係る事務は、松山市へ権限移譲を行っている。</p>
--

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-iii	消費段階における安全安心の確保
施策の方向11	自主回収報告制度の普及
具体的な取組み	(52)自主回収報告内容の迅速な情報提供 食品関連事業者から報告された回収情報については、総合ホームページ等により県民へ速やかに提供するとともに、回収対象食品等が流通している他の自治体へも速やかに情報提供を行います。
①概要	提供を受けた自主回収情報については、迅速に総合ホームページ等で公表するとともに、関係自治体へもメールやファックスにより情報提供を行う。
②推進指標	—
③用語解説	《自主回収の公表等》 条例第23条に、提出された自主回収報告の内容について速やかに公表するとともに、関係行政機関へ情報提供するよう規定されている。

【平成22年度事業実施状況】
●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)
・県内事業者から報告のあった自主回収情報について、緊急食品情報提供システムにより、各保健所(食品衛生協会各支部)や食品関連事業者へ情報提供を行うとともに、えひめ食の安全・安心情報ホームページへ掲載した。
・回収対象商品が、県外に流通している場合には、関係自治体に対し、迅速な情報提供を行った。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-iii	消費段階における安全安心の確保
施策の方向12	自主回収への協力の推進
具体的な取組み	(53)自主回収着手事業者への指導等 自主回収の円滑な実施を図るため、自主回収着手事業者に対し、回収対象食品等の撤去等作業を行う小売業者や卸売業者等(以下「自主回収協力事業者」という。)へ速やかな情報提供や協力依頼を行うなど、緊密な連携を図るよう指導を行います。
①概要	自主回収にあたり、着手事業者が行うべき事項(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について、講習会等で周知を図るとともに、着手報告書提出時にも助言等を行う。
②推進指標	—
③用語解説	—

【平成22年度事業実施状況】
●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)
・自主回収着手事業者を管轄する保健所等において、着手報告書の記載方法や回収作業の円滑な実施(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について、指導、助言等を行った。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-iii	消費段階における安全安心の確保
施策の方向12	自主回収への協力の推進
具体的な取組み	(54)自主回収協力事業者への助言等 自主回収の円滑な実施を支援するため、自主回収協力事業者に対し、必要な助言等を行います。また、食品関連事業者への講習会等を通じて、自主回収にあたっての関係事業者間の連携等について啓発を行います。
①概要	着手事業者からの依頼を受け、実際に回収等作業を行う小売店舗等に対し、保健所から円滑な回収方法等に関する助言等を行うとともに、講習会等により、制度の周知を図る。
②推進指標	—
③用語解説	《自主回収への協力》 条例第24条に、食品関連事業者は、他の事業者による自主回収に対し、必要な協力をするよう努める旨規定されている。

【平成22年度事業実施状況】
●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)
・自主回収着手事業者を管轄する保健所等において、小売店舗等との連携した自主回収について、指導、助言等を行った。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-iii	消費段階における安全安心の確保
施策の方向13	危害情報の申出制度の普及
具体的な取組み	(55)危害情報申出制度の周知 危害情報申出制度を県民へ広く周知するため、総合ホームページ等で制度の内容や申出先(窓口)をお知らせするとともに、県民を対象とした講習会等においても周知を行います。
①概要	県民に対し、総合ホームページや講習会等で制度について広く周知するとともに、相談窓口の連絡先等についてもホームページやパンフレットに掲載し、申しやすい環境を整備する。
②推進指標	—
③用語解説	《危害情報申出制度》 条例第25条に、県民は、健康危害のおそれのある食品に関する情報を県に申し出ることができる旨規定されている。

【平成22年度事業実施状況】
●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)
・周知用チラシやえひめ食の安全・安心情報ホームページへ申し出先等を掲載するなど、制度の円滑な運用を図った。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-iii	消費段階における安全安心の確保																								
施策の方向13	危害情報の申出制度の普及																								
具体的な取組み	(56)危害情報への迅速な対応 県民から申出のあった危害情報に対し、該当食品関連施設への速やかな立入調査や改善指導等を実施するとともに、申出者へ調査結果を迅速かつ丁寧に回答します。申出内容が他の自治体の所管に属する場合には、速やかに所管自治体へ調査を依頼し、調査結果を申出者へ回答します。																								
①概要	保健所は、申出内容に対し、速やかに対象施設へ調査を行い、必要に応じ改善指導等を実施し、その結果を申出者へ回答する。 なお、申出内容が他自治体に係るものである場合には、県庁を通じて当該自治体へ情報提供を行い、調査を依頼する。																								
②推進指標	【危害情報申出制度対応件数】 件数の維持により対応活動の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20件</td> <td>—</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0</td> <td>26件 (10~3月)</td> <td>83件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	20件	—	20件	実績	0	26件 (10~3月)	83件				
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	20件	—	20件																		
実績	0	26件 (10~3月)	83件																						
③用語解説																									

<p>【平成22年度事業実施状況】</p> <p>●食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危害情報の申出を受けた保健所において、該当食品関連施設等へ速やかに立ち入り調査を行い、必要に応じて改善指導等を実施した。また、立入調査の結果等について、申出者に対し説明を行った。 ・平成22年度危害情報申出件数:83件(うち県保健所23件、松山市保健所60件) (危害情報申出内容及び対応) <ul style="list-style-type: none"> ・おう吐、下痢、発熱の原因食材調査依頼 <ul style="list-style-type: none"> → 販売店舗への立ち入り調査の結果、購入食材が原因ではなかった。 その旨、申出者へ報告。 ・下痢の原因食材調査依頼 <ul style="list-style-type: none"> → 飲食店への立ち入り調査の結果、調理施設等を確認し、必要な指導を行った。 その旨、申出者へ報告。 等 <p>※松山市管内における危害情報申出制度に係る事務は、松山市へ権限移譲を行っている。</p>
